

## 茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

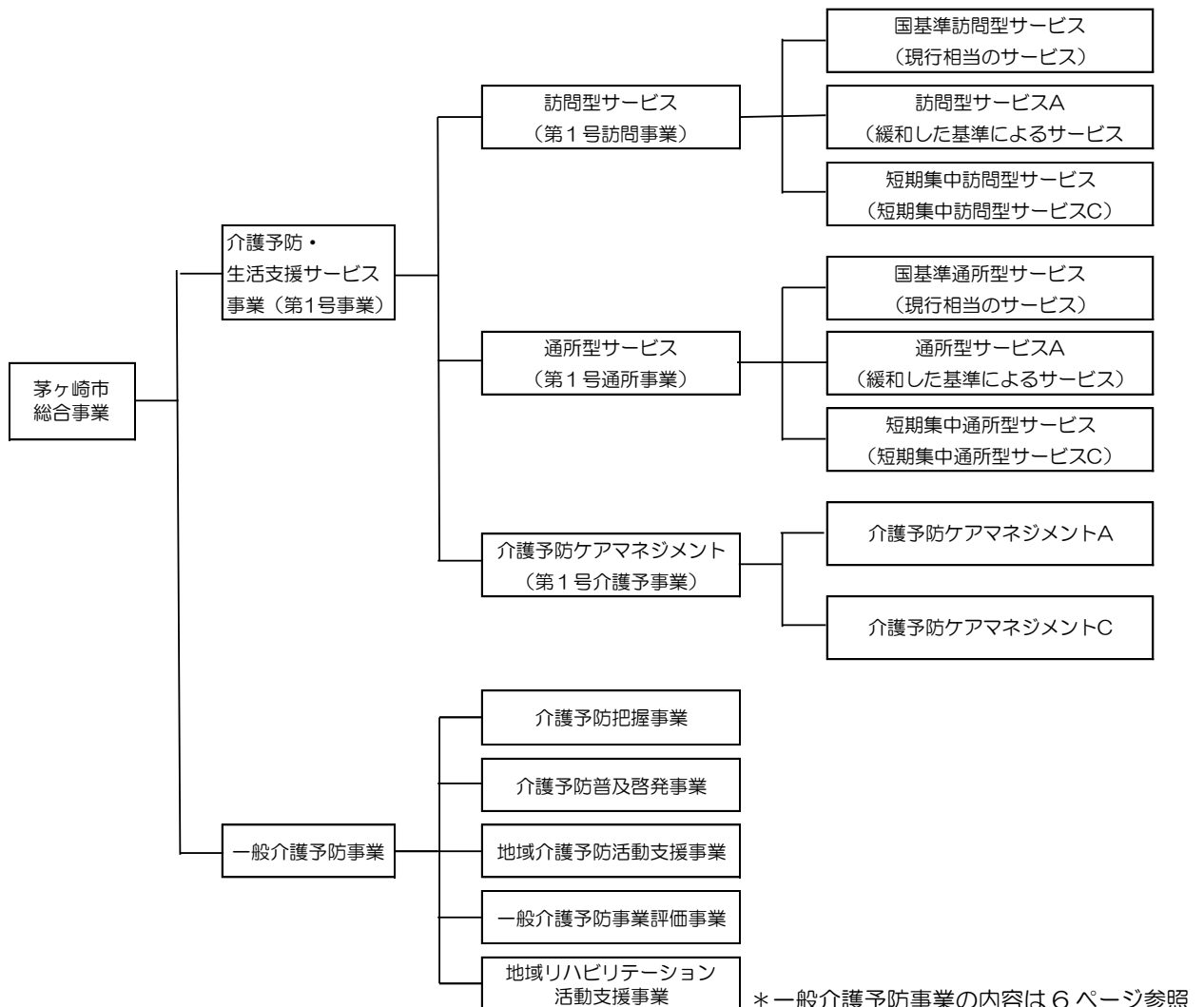
平成 27 年 9 月に、「介護予防・日常生活支援総合事業の実施について」として、介護予防・日常生活支援総合事業の検討における基本的な考え方をお示しいたしました。その後、関係団体等との意見交換やアンケート、パブリックコメント等を実施し、市民及び事業者等からご意見をいただきながら検討を進め、平成 29 年 4 月から実施する茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「茅ヶ崎市総合事業」という。）の実施内容をまとめました。

### 1 概要

茅ヶ崎市では、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的・効果的な支援を目指すため、茅ヶ崎市総合事業を実施します。

### 2 サービスの構成

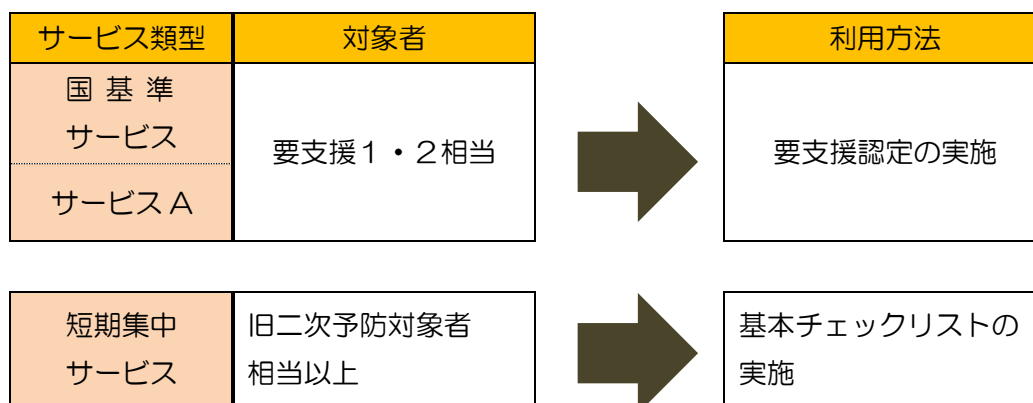
茅ヶ崎市総合事業の構成は次のとおりとします。



### 3 サービスの対象者及び利用について

#### (1) 介護予防・日常生活支援サービス

##### ア 新規利用する場合



##### イ 認定有効期間終了に伴い更新する場合

介護予防・日常生活支援サービスを既に利用している方は、状況等により、基本チェックリストに該当することで引き続きサービスを利用できます。

#### (2) 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方及びその支援のための活動に関わる方が利用できます。

### 4 介護予防・生活支援サービス事業の類型

#### (1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）

サービス類型	利用対象者	実施方法	内容
国基準訪問型サービス	要支援1 要支援2 事業対象者（既に総合事業を利用している要支援者で、継続してサービスを利用する場合）	指定事業者	訪問介護員による身体介護及び生活援助サービス
訪問型サービスA <small>一体型（サービス提供を介護事業所と一体的に運営を行う場合）</small> <small>単独型（訪問型サービスAのみを実施する場合）</small>		指定事業者（原則市内事業者を指定）	生活援助員等(*)による身体介護を伴わない生活援助を中心としたサービス *一定の研修修了者、従来の訪問介護員

#### ◆短期集中型サービス

短期集中訪問型サービス	要支援1 要支援2 事業対象者	委託事業者	保健・医療の専門職による概ね3か月の短期間で行われるサービス ○栄養バランス、低栄養等の栄養改善指導 ○口腔ケア指導や摂食・嚥下機能の向上のための機能訓練 ○体力及び運動機能の向上のための運動指導 ○生活リズムの改善や生活習慣の改善指導
-------------	-----------------------	-------	--

(2) 通所型サービス（第1号通所事業）

サービス類型	利用対象者	実施方法	内容
国基準通所型サービス	要支援1 要支援2 事業対象者（既に総合事業を利用している要支援者で、継続してサービスを利用する場合）	指定事業者	日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス
通所型サービスA 一体型 （サービス提供を介護事業所と一体的に運営を行う場合） 単独型 （通所型サービスAのみを実施する場合）		指定事業者 （原則市内事業者を指定）	日常生活上の支援及び運動、レクリエーション活動等による機能訓練を行うサービス
短期集中通所型サービス	要支援1 要支援2 事業対象者	委託事業者	保健・医療の専門職による概ね3か月の短期間で行われるサービス ○運動機能向上・認知症予防のプログラム ○栄養改善のプログラム ○口腔機能向上のプログラム 上記を複合的に改善していくプログラム

(3) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況や置かれている状況等を踏まえた目標を設定し、達成に向けた介護予防の取り組みを自ら実施及び評価できるよう支援するものです。介護予防ケアマネジメントは、本人が居住する地域包括支援センター等が実施します。

類型については次のとおりです。

ケアマネジメントの類型	ケアマネジメントの内容
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	従来からの原則的なケアマネジメントのプロセス ①アセスメント ②ケアプラン原案作成 ③サービス担当者会議 ④本人への説明・同意・交付 ⑤サービス利用開始 ⑥モニタリング ⑦評価
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	初回のみ簡略化したケアマネジメントプロセスを実施 ①アセスメント ②ケアプラン原案作成 ③本人への説明・同意・交付 ④サービス利用開始 ⑤評価

## 5 介護予防・生活支援サービスの報酬及び利用者負担額等

### (1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）

サービス類型	報酬の考え方（*）	利用者負担額
国基準訪問型サービス	I：週1回程度利用：1,168単位（12,497円） II：週2回程度利用：2,335単位（24,984円） III：週2回を超える利用：3,704単位（39,632円） 【出来高】 I：266単位/回（2,846円） （月4回以上の場合は包括報酬） II：270単位/回（2,889円） （月8回以上の場合は包括報酬） III：285単位/回（3,049円） （月12回以上の場合は包括報酬） *1単位の単価：5級地（10.7円）	原則1割負担 （一定所得以上は2割負担）
訪問型サービスA	一体型 （サービス提供を介護事業所と一体的に運営を行う場合） 【包括報酬】 I：1051単位（11,245円） II：2102単位（22,491円） 【出来高】 I：239単位/回（2,557円） （月4回以上の場合は包括報酬） II：243単位/回（2,600円） （月8回以上の場合は包括報酬） *1単位の単価：5級地（10.7円）	
	単独型 （訪問型サービスAのみを実施する場合） 【出来高】 I：182単位（1,947円） II：185単位（1,979円） *1単位の単価：5級地（10.7円）	

（\*）基本的な報酬単価となります。

#### ◆短期集中サービス

	利用料
短期集中訪問型サービス	無料

### (2) 通所型サービス（第1号通所事業）

サービス類型	報酬の考え方（*）	利用者負担額
国基準通所型サービス	【包括報酬】 I：1,647単位（17,211円） II：3,377単位（35,289円） 【出来高】 I：378単位/回（3,950円） （月4回以上の場合は包括報酬） II：389単位/回（4,065円） （月8回以上の場合は包括報酬） *1単位の単価：5級地（10.45円）	原則1割負担 （一定所得以上は2割負担）
通所型サービスA	一体型 （サービス提供を介護事業所と一体的に運営を行う場合） 【出来高】 I：230単位/回（2,403円） （入浴・送迎実施374単位（3,908円）） II：241単位/回（2,518円） （入浴・送迎実施385単位（4,023円）） *1単位の単価：5級地（10.45円）	
	単独型 （通所型サービスAのみを実施する場合） 【出来高】 I：209単位/回（2,184円） （送迎実施時303単位（3,166円）） II：218単位/回（2,278円） （送迎実施時312単位（3,260円）） *1単位の単価：5級地（10.45円）	

（\*）基本的な報酬単価となります。

#### ◆短期集中サービス

	利用料
短期集中通所型サービス	300円/回 送迎を利用した場合 50円/回

### (3) 介護予防ケアマネジメント

ケアマネジメントの種類	報酬単価
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	430単位 (4,601円)
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	* 1単位の単価：5級地 (10.7円)

(\*) 基本的な報酬単価となります。

## 6 新たなサービスの担い手の育成

茅ヶ崎市総合事業では、多様なサービスとして、基準を緩和したサービスを設けました。このサービスにおきましては、市が一定の研修を実施し、高齢者を支援するサービスの担い手を育成いたします。

### (1) 訪問型サービス A 生活援助員

総合事業、高齢者の特性の理解等について、9 時間程度の研修を実施予定。

### (2) 訪問型サービス A サービス提供責任者・通所型サービス A 管理者

総合事業、高齢者の特性の理解、従事者管理等 15 時間程度の研修を実施予定。

## 7 利用者負担軽減制度

指定事業者によりサービスが提供される国基準サービス（訪問型、通所型）及びサービス A（訪問型、通所型）につきましては、総合事業のサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護サービス費に相当する事業を実施いたします。

## 8 区分支給限度基準額について

要支援1、要支援2の方は、現行の限度額の範囲内で予防給付と総合事業のサービス（指定事業者によるサービス）が利用できることとされています。また、事業対象者の限度額につきましては、要支援1の限度額と同額とします。

○要支援1・事業対象者 5,003 単位

○要支援2 10,473 単位

## 9 一般介護予防事業

一般介護予防事業につきましては、65歳以上のすべての方及びその支援のための活動に関わる方を対象とし、本市では、次のとおり実施いたします。

一般介護予防事業は基本的に無料ですが、転倒予防教室については、1回の利用につき200円とします。

事業名	目的等	本市における具体的事業名等
介護予防把握事業	地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に発見し、住民主体の介護予防活動へつなげる。	介護認定の申請、基本チェックリストの実施、事業の実施、関係機関からの情報提供、本人家族等からの相談等を通して、何らかの支援を必要とする者を把握する。
介護予防普及啓発事業	市町村が介護予防に資すると判断した内容を地域の実情に応じて効果的活効率的に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布</li> <li>介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための講演会や相談会等の開催</li> <li>介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催</li> <li>介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体（介護予防手帳等）の配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康維持支援事業</li> <li>介護予防講演会事業</li> <li>転倒予防教室事業</li> <li>歌体操教室事業</li> </ul>
地域介護予防活動支援事業	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、だれでも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援するものとする。また、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防従事者及び高齢者支援リーダー等養成研修等事業</li> <li>地区組織活動支援事業</li> </ul>
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>（仮称）短期集中通所型サービスCフォロー事業</li> <li>歌体操教室の年度初めに体力測定等を実施するなど、各事業の特性に応じた、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価を活用し、評価する。</li> </ul>
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等介護予防の取り組みを総合的に支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>（仮称）サロンリハビリテーション事業</li> <li>（仮称）自宅リハビリテーション事業</li> </ul>